

平成31年度

水質検査計画

平川市葛川支所

1 基本計画

平川市簡易水道事業は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

- 1) 水質検査は、葛川地区・小国地区の末端に位置する蛇口（給水栓水）で行います。
- 2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要と判断した項目について行います。

2 計画期間及び内容の見直し

この計画の期間は、平成31年4月1日～平成32年3月31日までとします。
計画の内容については、毎年見直しを行い、逐次更新していくことにします。

3 簡易水道事業の概要

地下水（深井戸）を取水し、浄水処理後、葛川地区・小国地区に給水しています。
給水区域は別図のとおりです。

簡易水道事業体名	葛川地区簡易水道	小国地区簡易水道
1) 計画給水人口	520人	
2) 一日平均給水量	葛川：20.5 m ³ /日 小国：48.2 m ³ /日（平成29年度）	
3) 水源	葛川・小国それぞれ深井戸	
4) 配水池	葛川：150 m ³ 小国：121 m ³	
5) 浄水処理方法	すべて次亜塩素酸ナトリウム注入	
6) 配水方法	自然流下	

4 原水及び浄水の水質状況

葛川地区は、原水からクリプトスポリジウムの指標菌が検出され、クリプトスポリジウムによる水質汚染のおそれがあります。対策として、除去又は不活化のために水道設備の整備または水源変更を行うこととしておりますが、整備完了までの間は、クリプトスポリジウムを3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し水質の監視を徹底します。

小国地区は地下水（深井戸）を原水としているため、外的要因による原水汚染の可能性は少なく、水質も安定した状態にあります。浄水も水質基準をすべて満たしており、良好で安全な水を供給しています。

5 検査項目及び頻度

- (1) 毎日の検査
色、濁り及び残留塩素の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を別表1-1のとおり行います。
- (2) 毎日の検査項目以外の検査項目については、別表1-2のとおり行います。

6 採取場所

配水場などの系統を代表する2箇所の蛇口で検査します。

葛川地区	平川市葛川支所
小国地区	つばくら団地内消火栓

7 水質検査方法

法令で義務づけられている検査及び水質管理上の必要性から行う検査方法により行います。

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生省労働省令第 101 号）の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

なお、昨年度の水質検査の委託先は下記の検査機関です。

株式会社 江東微生物研究所（青森県弘前市大字末広） 厚生労働大臣登録機関第 75 号

8 水質検査委託の内容

毎日検査項目については、市職員にて実施し、それ以外を委託します。

水質検査委託の内容は毎日検査する、水の色、濁り、残留塩素等以外のもので別紙の水質検査項目に基づいて委託します。

9 臨時水質検査

以下のようなときは直ちに臨時検査を行い、安全性が確認されるまで監視します。

- 1) 水源水質の著しい悪化や水源に異常があった場合
- 2) 水源、給水区域等に伝染病等が流行している場合
- 3) 供給過程において異常があった場合
- 4) 工事による汚染等が考えられる場合
- 5) その他必要があると認められる場合

10 検査結果の評価

- 1) 検査の結果、基準値を超えていた場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。
- 2) 検査地点毎にその検査結果を統計的に従前のものや基準値等と比較し、次年度の検査計画に反映します。

11 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、ホームページ及び平川市葛川支所で閲覧できます。

水質検査計画は東部地区市民に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年よりよい計画書を作成してまいります。

また、検査結果につきましても、毎年公表します。

12 関係者との連携

市建設部上下水道課並びに県水道担当課等と連携し、水質検査等を行い早急に原因究明し、水質の安全を確認後供給します。